

令和5年度第1回「広島市いじめ問題対策連絡協議会」配席図

会長		副会長	
広島人権擁護委員協議会		広島市教育委員会 学校教育部 生徒指導課 いじめ対策推進担当課長	
広島県社会福祉士会		広島市小学校長会	
広島市医師会		広島市公立中学校長会	
広島市PTA協議会		広島市立高等学校長会	
広島弁護士会		広島市児童相談所	
広島県臨床心理士会	広島県警察本部	広島法務局	
事務局			
広島市教育委員会 学校教育部 生徒指導課	広島市教育委員会 学校教育部 生徒指導課	広島市教育委員会 青少年育成部 育成課	

令和5年度 第1回 広島市いじめ問題対策連絡協議会

日時 令和5年6月6日（火）

18:30～20:15

会場 広島市役所本庁舎14階 第7会議室

次 第

1 出席者自己紹介

2 会長・副会長選任

3 協 議

- (1) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて【資料2】
- (2) 啓発資料の作成について【資料3】
- (3) 今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について

4 説 明

広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について【資料4】

5 情報交換

各関係機関及び団体のいじめ防止等の取組状況について

【配布資料】

- ・ 出席者名簿、配席図、実施要項
- ・ 資料1～4
- ・ 基礎資料A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）

協議 「いじめ問題 24時間電話相談窓口カード」について
カード表

SNSで相談する方法もあるよ

◎LINEで相談窓口

厚生労働省 広島市
☎082-2330017
※◎土日・祝祭日・年末年始・GW

こころのライン相談 @広島県
☎0850-17002130

その他の相談窓口紹介(電話・SNS)
LINE、ツイッターなどで相談ができます。

厚生労働省「まもろうよ」 検索 🔍

広島市のHPからも相談できます
「子どものいじめに関する情報提供窓口」
広島市 子どものいじめ 検索 🔍

こころがSOSを感じたら

広島市青少年総合相談センター内
◎いじめ110番

あらゆる「子どものSOS」に関する相談電話です
24時間いつでも
0120-0-78310
082-242-2110
※どちらにかけても「いじめ110番」につながります

広島市いじめ問題対策推進協議会(広島市政府委員会)
「サイン作成」等町立高等学校創造教育コース

カード裏

電話で相談

お悩み相談窓口一覧

「0120」からはじめる電話番号は通話料無料で相談ができます。

- ・広島市児童相談所
☎ 082-263-0694 24時間いつでも
- ・【広島法務局】子どもの人権110番
☎ 0120-007-110 ①~⑤ 8:30~17:15
※◎土日・祝祭日・年末年始(時間外は留守電です)
- ・NPO法人ひろしまチャイルドライン
☎ 0120-99-7777
①~⑤ 16:00~21:00
※◎年末年始
チャット相談はこちら
- ・【広島弁護士会】こどもでんわそうだん
☎ 090-5262-0874 ①~⑤ 16:00~19:00
※◎土日・祝祭日・年末年始・GW・お盆
- ・【厚生労働省】虐待対応ダイヤル
☎ 189(いちはやく)
通話料無料 24時間いつでも
※近くの児童相談所につながります
- ・【広島県警察】ヤングテレホン広島
☎ 082-228-3993 24時間いつでも
- ・社会福祉法人 広島いのちの電話
☎ 082-221-4343 24時間いつでも

ぼくたちが ついているよ

こころがSOSを感じたら



24時間いつでも
 広島市青少年総合相談センター内
◎いじめ110番

あらゆる「子どものSOS」に関する相談電話です

0120-0-78310
082-242-2110

※どちらにかけても「いじめ110番」につながります

広島市のHPからも相談できるよ
 「子どものいじめに関する情報提供窓口」

広島市 子どものいじめ 検索 🔍



◎LINEで相談窓口

厚生労働省 広島市

📞 13:00~17:00
 ※土日・祝祭日・年末年始・8/6



こころのライン相談
 @広島県

📞 17:00~21:00



その他の相談窓口紹介(電話・SNS)

厚生労働省「まもろうよこころ」 検索 🔍

☎電話で相談窓口

24時間いつでも 通話料無料

【厚生労働省】虐待対応ダイヤル
☎ 189 (いちはやく)
 ※近くの児童相談所につながります

【広島法務局】子どもの人権110番
 📞 8:30~17:15
☎ 0120-007-110
 ※土日・祝祭日・年末年始(時間外は留守電です)

【広島弁護士会】こどもでんわそうだん
 📞 16:00~19:00
☎ 090-5262-0874
 ※土日・祝祭日・年末年始・GW・お盆

NPO法人ひろしまチャイルドライン
 📞 16:00~21:00
☎ 0120-99-7777
 ※年末年始 [サポート相談はこちら](#)

24時間いつでも

【広島県警察】ヤングテレホン広島
☎ 082-228-3993

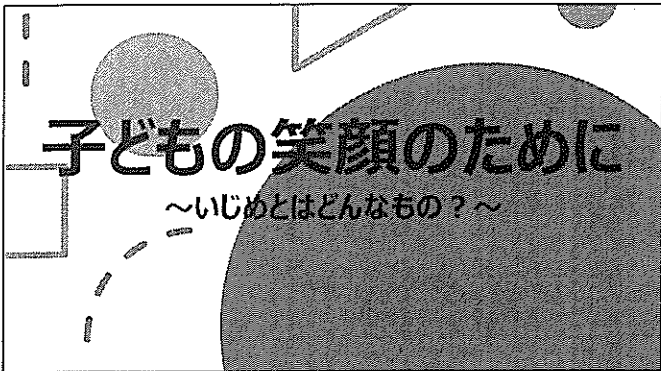
24時間いつでも

広島市児童相談所
☎ 082-263-0694

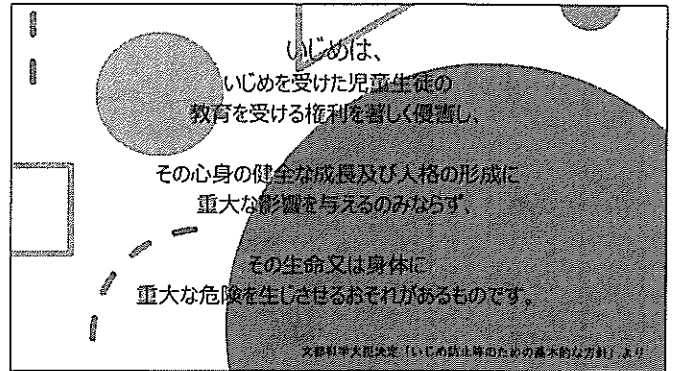
24時間いつでも

社会福祉法人 広島いのちの電話
☎ 082-221-4343

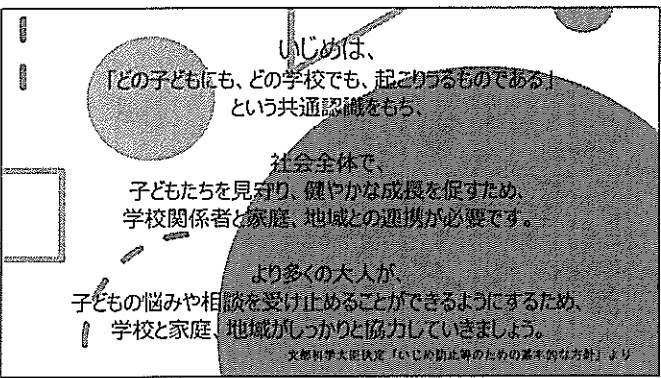
「0120」からはじめる電話番号は
 通話料無料で相談ができます。



- 保護者の皆様。
- 皆さんは、いじめを受けたことがありますか。逆にいじめをしてしまったことはありますか。
- 子どもたちをいじめから守り、子どもが笑顔で毎日を過ごせるようにするためには、子どもの周りの大人の協力が不可欠です。
- 保護者の皆様にも、いじめ防止対策推進法を正しく理解していただき、一緒に子どもの笑顔を守りたいと思っています。



- シートを読む
- いじめを軽く見るのではなく、どんないじめも見逃さず、早い段階で対応できるようにしましょうという意味です。



- シートを読む
- そのために、いじめを正しく理解し、社会全体で共通認識をもつことが重要です。

○このように、子どもの悩みや相談をより多くの大人が受け止めることができるように、広島市では関係機関が集まっていじめ問題について話し合う協議会があります。

広島市いじめ問題対策連絡協議会とは

構成組織
 「広島市教育委員会」「広島市立小・中・高等学校長会」
 「広島市児童相談所」「広島法務局」
 「広島県警察」「広島県臨床心理士会」
 「広島弁護士会」「広島市PTA協議会」
 「広島市医師会」「広島県社会福祉士会」
 「広島人権擁護委員協議会」 計11機関及び団体

活動内容
 いじめの未然防止、いじめの早期発見及び認知したいじめへの対応について協議

参考
 いじめ防止対策推進法第14条第1項

- それは、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」です。
- いじめ防止対策推進法を踏まえて広島市が設置した協議会で、計11機関及び団体で、年数回集まり、いじめを未然に防止したり、いじめを早期に発見、対応したりすることについて協議しています。
- 身近なところでは、広島市にある、公立、国立、私立の学校に在籍している全ての児童生徒に、相談できる電話番号やLINEを紹介するカードを配ったり、学校など子どもたちが集まりそうな場所にポスターを貼ったりしているのが私たち、広島市いじめ問題対策連絡協議会です。
- 最初にメッセージをお伝えしましたが、いじめから子どもたちを守るためには、いじめを正しく理解し、社会全体で共通認識を持って連携する必要があると考えています。
- 今日は、「いじめ防止対策推進法」をもとに、いじめについて一緒に考えていけたらと思います。よろしく願いいたします。

トピック

- 1 いじめとは？
- 2 いじめの構造
- 3 子どもを守るために
- 4 ネット上のいじめ
- 5 いじめのサイン

○お話しさせていただく、トピックです。

○まずは、いじめは社会問題の1つとして、ニュースや新聞で報道されているのをよく目にします。そもそも、いじめとは、法律でどのように定義されているのでしょうか。

○そこで、まずは、「1 いじめとは？」と「2 いじめの構造」というトピックで改めていじめについて説明します。

○次に、いじめ防止対策推進法が平成25年にできましたが、その中で、子どもを取り巻く大人たちがするべきことが書かれています。そこで、「3 子どもを守るために」「4 ネット上のいじめ」について、いろいろな立場の大人の役割について説明します。

○最後に、子どもをいじめから守るために、いじめのサインをキャッチし適切に対応することが求められています。

○しかし、子どもが発するサインは本当に小さなものもあります。そこで、「5 いじめのサイン」とは、どんなものがあるか、説明したいと思えます。

5

トピック 1

いじめとは？

○まずは、「いじめとは？」です。

○平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、法律の中で「いじめ」が定義されました。

6

いじめ防止対策推進法 第2条 より

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」

行為の対象となった児童生徒が
心身の苦痛を感じているもの

○法律の言葉になっているので、少し難しいですが、要するに「（シートを読む）」は、いじめだということです。

○以前は、「いじめ」を説明する際に、「弱い者いじめ」と表現されていたように、「弱い者に対して」や「継続的に」「一方的に」「攻撃」などの言葉が使われていました。

○このように、「いじめ」はいじめの行為がどのくらい悪質かで判断されていました。

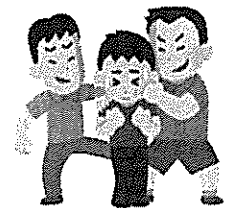
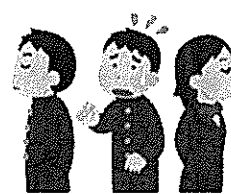
○しかし、本来学校教育は、悪質な行為を見つけて指導することが目的ではなく、悩んだ子どもをできるだけ早く見つけてその子どもを適切に支援することが最も大切で、最優先で行わなければならないことです。

○こうしたことから、「いじめ」の定義は、皆さんが子どものころとは変わってきていて、今では、子どもを守るため、子どもが何に悩んでいるのか、その悩みが小さな時から、大人が適切に悩みに気付いて支援できるようにするために、いじめを広くとらえるようになりました。

7

無視をされる。

叩かれたり、
蹴られたりする。

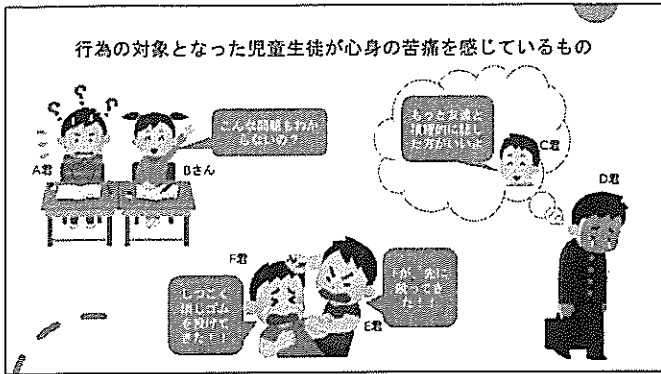


行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

○例えば、このように、「無視をされる。」「叩かれたり、蹴られたりする。」というのは、その訴えがあったり、その様子を教員が見たりすれば、いじめだと認知し、対応をしています。

○まさに、これらの行為は、「行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」なので、いじめだと捉えて対応します。

8



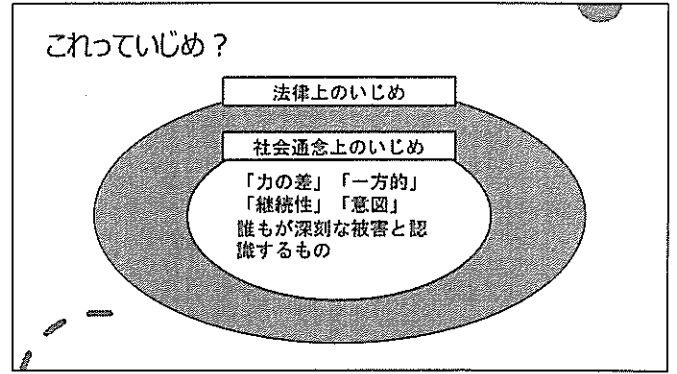
行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

○しかし、現在、学校では、例えば、こんなものもいじめではないかと積極的に認知しています。

○「授業中に先生に指名されたが答えられないA君にBさんが「こんな問題も分からないの」と言った。A君は、ショックを受けて下を向いてしまった。」Bさんは何気なく言ったことかもしれませんが、A君はショックを受けています。これも、いじめとして認知します。

○これはどうでしょう。「C君はD君に「もっと友達と積極的に話した方がいいよ。」と助言をしたつもりだったが、対人関係に悩んでいたD君は、その言葉で深く傷ついた。」このように、善意から行った行為ですが、意図せず相手を傷つけています。こういった場合も、いじめとして認知します。

○さらに、けんかの場合です。「E君は、F君に消しゴムをちぎって投げ、F君は何度も止めてと言いましたがE君は繰り返し消しゴムをぶつけ、けらけら笑っていました。ついにF君は頭にきてE君を叩きました。するとE君は「叩いたな」といってF君を押し倒し、馬乗りになってケンカになりました。その後、担任が事情を確認すると、E君は、「F君が最初に殴ってきて、嫌だった。」と話し、F君は、「E君がしつこく消しゴムを投げてきて嫌だった」と話した。」両方が、叩き合ったケンカですが、お互いに心身の苦痛を感じており、双方のいじめとして認知することになります。

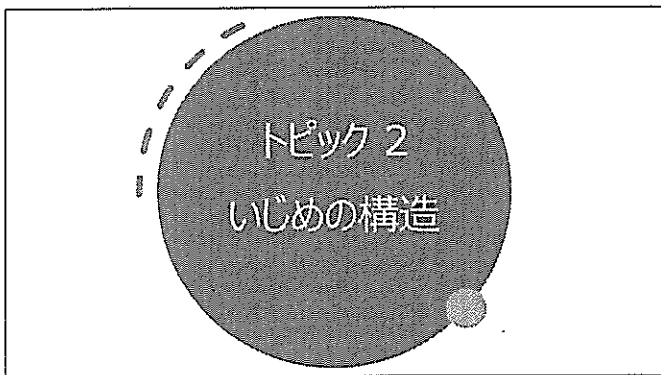


○したがって、社会通念上、「力の差」だったり、「一方的」だったり、「継続性」「意図」など、誰もが深刻な被害と認識するような行為、攻撃をいじめとらえるものよりも、現在の学校では、広くいじめを認識し、いじめの取組を行っています。

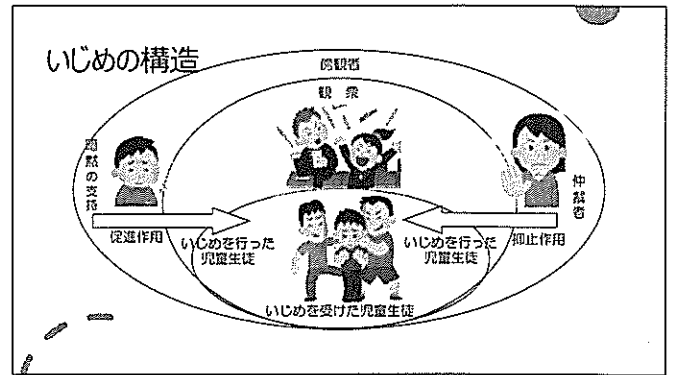
○先に言ったように、受け止めた子どもがどのように受け止めるかで、善意で行った行為や、お互いに叩いたケンカも、広くいじめだと認知して取組を行います。

○このようないじめに対する学校の取組においては、いじめを行った行為に対して、「いじめだ!!」と言って、その行為を行った児童生徒を厳しく指導することが目標ではありません。もちろん、犯罪行為に当たるいじめの行為など、毅然と対応しなければならないものもあります。

○しかし、どのような行為であっても、それを受け止めるのは子どもです。どのように受け止めるかはその人にしかわかりません。だからこそ、全ての大人が、広くいじめだと認知することで、いじめが、いじめられている子どもにとって、重大なことになってしまうまえに、いじめを受けた子どもを守り、説明し不安を取り除くよう適切に対応することが重要なのです。



○次に「いじめの構造」です。いじめは、「いじめる」「いじめられる」の2つの視点で考えがちですが、学校では次のように考えます。



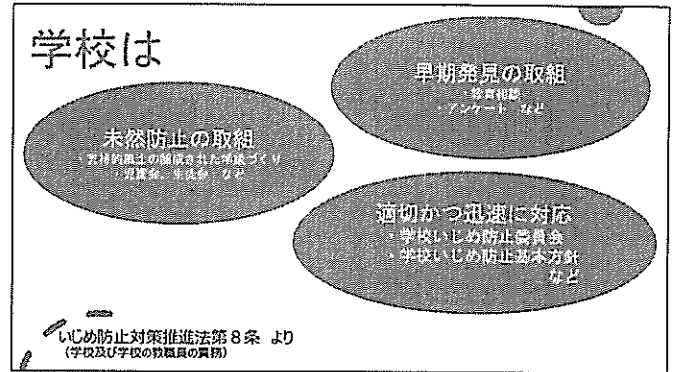
○クラスでいじめが起こったときに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒だけでなく、いじめの加害行為やいじめを行っている児童生徒をはやし立てる者、これは「観衆」と呼ばれるものですが、そして傍観者の中に、いじめを知っているが何もしない「暗黙の支持」そして、いじめを止めようとする「仲裁者」の5つの立場が存在します。

○学校は、いじめを行った児童生徒だけでなく、それをはやし立てる「観衆」、知っていないが何もしない「暗黙の支持」も、いじめを受けた児童生徒にとっては、いじめに加担する行為として、指導を行うようにしています。

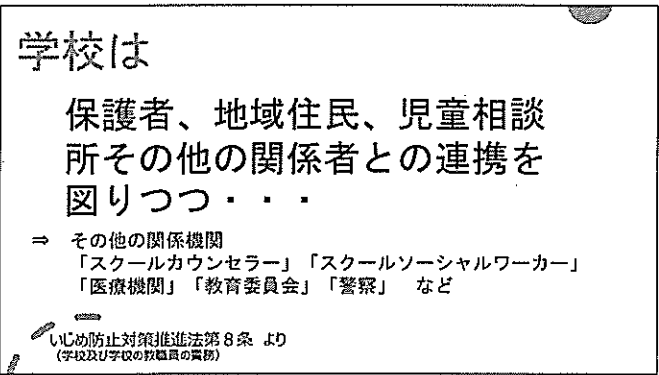
○そして、仲裁者が増えるようにしていかなければなりません。



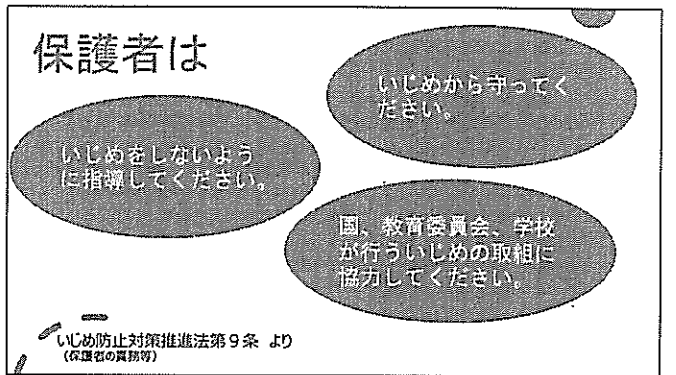
○では具体的に、いじめから子どもを守るために、何ができるのか、何をしなければいけないか。
 ○いじめ防止対策推進法から、子どもに関わっている大人、特に学校と保護者の役割について説明します。



○まずは、学校の役割、責務です。
 ○学校では主に3つの取組をします。まずは、未然防止の取組として、そもそもいじめを生まない集団づくりをします。
 ○そして、早期発見の取組として、教育相談やアンケートを通して、子どもたちの悩みを素早くキャッチします。
 ○さらに、いじめをキャッチしたときには、適切かつ迅速に対応します。
 ○これについては、更に細かくいじめ防止対策推進法に定められています。
 ○大きく2つあって、1つは、学校いじめ防止委員会を設置し、先生個人ではなく、学校全体が組織で子ども一人一人を守るようになっています。
 ○そして、2つめは、学校いじめ防止基本方針を定めることが決まりになっており、学校は、この学校いじめ防止基本方針に従って、いじめに対する取組を行います。
 ○詳しくは、学校のホームページなどで確認してみてください。
 ○このように、学校では大きく3つ、「未然防止」「早期発見」「適切な対応」を行います。
 ○しかし、学校だけで全てのいじめを解消することは難しいのも事実です。
 ○そこで、このいじめ防止対策推進法第8条の学校の責務の1つに、(クリック)



○「保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、」とあります。
 ○いじめを受けてSOSを発信している児童生徒に気付けるのがいつも学校とは限りません。
 ○家でSOSを発信しているかもしれません、帰り道の公園で心配そうな顔をしているかもしれません。そういった、子どもたちのSOSを保護者、地域住民と共有してキャッチする必要があります。
 ○また、いじめの不安を解消するために、その児童生徒の状況に合わせた対応も求められます。そのため、児童相談所、カウンセラー、ソーシャルワーカー、医療機関などと連携することが必要な場合もあります。
 ○さらには、事実認定や、いじめを行った児童への指導という観点から、積極的に警察と連携するようにしています。
 ○このように、学校は、学校だけでいじめの被害から子どもたちを守るのではなく、我々、関係機関と連携することで、より効果的に対応できるようにしています。



○そして、いじめ防止対策推進法には、保護者の責務についても、書かれています。これも大きく分けて3つの役割があります。
 ○まずは、お子様がいじめを行わないようにご家庭での指導をお願いします。もちろん、お子様がいじめをしているのではないかと疑うことはしたくないと思いますし、もし、いじめを行った場合は、お子様を叱ると思います。
 ○しかし、先ほど説明したように、いじめは社会通念上よりも広い範囲で定義されています。皆さんも、お子様に対して日頃から、「友達が嫌な気持ちにならないように考えて行動するんだよ」などと声をかけていることだと思います。こうした声掛けが、いじめ防止につながると考えています。
 ○次に、お子様がいじめを受けているなどと思ったら、いじめから守ってください。いじめの行為に対して一人一人の子どもがどのように受け取るかは人それぞれです。子どもに寄り添って、しっかりと言い分を聞いて子どもを守ってください。
 ○そして、国、教育委員会、学校が行ういじめの取組に協力をお願いします。
 ○ご家族で、お子様としっかりコミュニケーションを図られる際に、気になること等があれば、お子様の状況をまずは学校としっかり情報共有し、一緒に守れるようにしていきましょう。

トピック 4 ネット上のいじめ

- このように、学校は、いじめの対応について、法律に従って取組を行っています。
- この法律の中で、ネット上のいじめについての条文があります。
- 「いじめ」は、インターネットを通じて行われるものでも、学校はいじめを積極的に認知し、解決に向けて取組を行います。
- しかし、ネットへの書き込み等は学校生活の場面で行われているわけではないので、いじめの証拠となる投稿が削除されたり、発信者の特定ができなかったりと、この対応については、保護者の協力が欠かせません。
- こうしたことから、法律でも学校の役割と、保護者の役割について決められています。

17

児童生徒又はその保護者は、情報の削除を求めたり、発信者情報の開示を請求したりするときは、必要に応じ、法務局等の関係機関の協力を求めることができる。

学校は児童生徒やその保護者に、必要な啓発活動を行います。

いじめ防止対策推進法第19条より
(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

- インターネットを通じて行われるいじめについても、学校に相談があった場合、積極的にいじめだと認定し、取組を行います。
- 学校は、いじめの加害行為が止むように、いじめを行っている児童生徒を指導したり、いじめを受けた児童生徒を支援したりしています。
- しかし、インターネット上に掲載されている悪口を完全になくすることは難しい場合があります。また、加害行為としての書き込みを行っている人を特定することが難しい場合もあります。
- そのような時でも、インターネット上でいじめを受けた児童生徒又はその保護者であれば、インターネット上に書き込んだ悪口等の削除や、書き込みを行った人の情報の開示を求めて、法務局や警察などの関係機関に協力を求めることができます。
- 拡散等の危険を防ぎ、インターネットによるいじめに悩んでいる子どもたちを守るためにも、早急な相談と、関係機関への協力要請が必要です。

18

トピック 5 いじめのサイン

- 最後に、いじめのサインについてです。
- 最初にも言いましたが、いじめは身体や生命に重大な危険を生じさせるものとして、こどもに関わる全ての大人が子どもが発する小さなサインを見落とすことなく、大きな影響を及ぼす前に適切な支援を始める必要があると考えています。
- そこで、保護者の方にも協力をさせていただきたく思い、自宅において見つけることのできる小さなサインの具体をお伝えしたいと思います。

19

「いじめ」を受けていませんか？

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 学校や友達の話がへった。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 服が汚れていたり、やぶれていたりする。

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

- まずは、いじめを受けているかもしれないという視点での子どもが発するサインです。

(シートを読む)
○などがあります。

20

「いじめ」をしていませんか？

- 言葉づかいが荒くなる。
- 言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。
- おこづかいでは買えないものを持っている。

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○次に、わが子がいじめをしているかもしれないという視点でのサインです。

(シートを読む)

○などです。

21

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 子どもにとって良い相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いざりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめられている人が悪いわけではないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視なさい」「大したことではない」「あなたも悪いところがある」
「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○そして、「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

(シートを読む)

○そして、お子様がいじめについて話をしたら、まずは、「よく言ってくれたね。勇気を出してくれたね。」とお子様を認めて、嫌なことがあったらどこでもだれにでも相談できるんだという安心感を与えることが重要だと考えます。

22

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- I いじめの相談をすることができます。
 - 「広島市青少年総合相談センター（広島市教育委員会）」
・・・ 082-242-2110
 - 「ヤングテレホン広島（広島県警察）」
・・・ 082-228-3993
 - 「子どもの人権110番（広島法務局）」
・・・ 0120-007-110
 - 「こどもでんわそうだん（広島弁護士会）」
・・・ 090-5262-0874
- II 子ども・家庭に合わせた支援をします。
＝児童相談所・医師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

○そして、「あれ？もしかして」と思ったら、まずは学校に相談してください。

○ご家庭で聞いた内容を、できるだけ具体的に学校と情報を共有し、学校がキャッチしていることと合わせて、お子様が安心できる環境を整えていきましょう。

○また、その他にも、教育委員会や警察など、子どもやその保護者が抱える様々な悩みに対して相談できる機関があります。

○子どもを守るのは、保護者だけでなく、学校だけでもありません。私たち大人がみんな、社会全体で守るものです。○心配なことがあったら、ささいなことでも結構です。まずは相談してください。

○そして、皆さんの大切なお子さんの笑顔を守るために、私たち大人が協力し合って対応していきましょう。

23

広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について（報告）

1 令和4年度の成果（実績）と課題について

(1) 支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組の推進

教員の資質向上と学校における組織的な取組の推進に資するよう、令和4年3月に配付した、学校・教員向けの指導資料「一認め支え合う学級の実現に向けて―支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック」を、生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする集中研修の際に研修内容として取り入れた。また、指導主事による各学校の訪問や校内研修に指導助言をした際にハンドブックの視点を示すようにして取組を推進した。なお、各学校では、このハンドブックを活用して校内研修を実施した学校もあった。

本ハンドブックの活用の際し、指導主事の学校訪問において、各学校の「支持的風土の醸成された学級づくり」の取組状況等について情報を収集し、好事例を教育委員会で共有して、本ハンドブックの「学校実践編」（別添資料①参照）としてまとめ、周知した。

加えて、この中で、本市で発生したいじめの重大事態の事案を事例化し、「どうすれば、こうした事態を未然に防ぐことができたのか」という視点で支持的風土の醸成された学級づくりについて考える研修資料も掲載している。

(2) 教育相談の充実に係る取組の徹底

作成したリーフレット「一人ひとりの子どもと繋がる教育相談『いつでも、どこでも、誰にでも』安心して相談できる学校の実現に向けて」を活用し、教育相談の意義や具体的な方法、相談に係るスキルなどについて、教育相談・支援主任を対象とする集中研修を実施した。

こういった集中研修の実施やいじめ対策推進教諭の学校訪問などによる指導・助言を通して、全ての児童を対象とする個別の教育相談の有効性・必要性等についての理解を広め、全ての学校で、全ての児童生徒を対象とした、個別の教育相談を実施することができた。

【個別の教育相談の実施状況】	令和4年度	令和3年度
小学校	141校／141校（100%）	108校／141校（77%）
中学校	63校／63校（100%）	63校／63校（100%）
高等学校・中等教育学校 特別支援学校	9校／9校（100%）	9校／9校（100%）

さらに、生徒指導主事研修において、各学校が実施している生活アンケートやいじめアンケートについて、「アンケートの内容・時期等をスクールカウンセラーに相談して、その見直しを行った。」

『教室で心配なことはあるか』と聞くよりも、『教室の色は〇〇色に見える』と問い、その色を選んだ理由を聞くことで、児童が気持ちを表出しやすくなるように工夫した。」等の好事例が交流できた。

(3) ライフスキル教育・MLB教育（SOSの出し方に関する教育）の充実

ライフスキル教育については、いじめ対策推進教諭の定期訪問や、教育相談・支援主任を対象とする集中研修を通して、これまでに蓄積した実践事例（年間計画の作成例も含む）を周知することで、各学校における取組の推進を支援した。実施校は増加しているものの、学年で系統性がないなど、校内の計画が不十分な学校もあるといった課題もみられた。

【ライフスキル教育の実施状況】	令和4年度	令和3年度
小学校	128校／141校（91%）	119校／141校（84%）
中学校	58校／63校（92%）	57校／63校（90%）
高等学校・中等教育学校 特別支援学校	6校／9校（67%）	6校／9校（67%）

MLB教育については、11月の生徒指導協議会において、宇品中学校が実践したMLB教育の事前準備について、校内の意識統一やスクールカウンセラーとの打ち合わせ、更には、小中連携の重要性など、全ての小・中学校における令和5年度の完全実施に向けた実践発表を行った。

また、高等学校では、令和5年度にMLB教育を一部先行実施するため、指導案検討を行った。

(4) 学年間・学校間の情報引継ぎの定着

公立・私立の幼稚園長会、保育園長会で、統一様式を活用した情報引継ぎの際の成果と課題について聞き取りを行った。令和3年度末の引継ぎにおいても、一部、幼保小の引継ぎにおいて、本来、「幼保小連携シート」の作成主体は小学校であるが、共通認識が図れず、「幼保小連携シート」の作成を小学校が、幼稚園・保育園に依頼するといったケースがあった。全体的には、概ね、統一様式を活用した情報引継ぎの有効性を実感した園・学校が多く、情報引継ぎがスムーズに行われていた。

また、中高の引継ぎにおいて、「生徒の引継ぎ資料に、必要な情報が書かれていなかった。」「情報が必要だと思われる生徒の引継ぎ資料がない。」等、一部、高等学校側が必要とする情報と、中学校が必要だと思いき継いだ情報との認識のずれが見られたケースがあった。こうしたことから、各園・校長会や、生徒指導協議会において、情報引継ぎは引継ぎシートの受け渡しのみで行うのではなく、引継ぎの目的の達成のため、引継ぎシートを基に詳細をさらに聞き取るなど、引継ぎシートを活用することの重要性について連絡した。

(5) 児童生徒による主体的ないじめ防止に向けた取組の充実

いじめ防止の取組として、いじめ防止をテーマにした川柳を募集し、校内に掲示するなど、各学校において、様々な取組を行った。

中でも、吉島中学校では、保健委員会が中心となって、アサーションスキルの向上を目的に、友達から無理な依頼をされたときに、「(物を運ぶのを)私もやるから、一緒にやろう」や「私もしんどいと思うときはあるけど、(掃除の分担を)責任もってやらないといけないこともあるんじゃないかな」などの良いコミュニケーションに関わる劇を、タイプ別にマンガのキャラクターに扮して文化祭で行った。生徒の感想には、「人と接するとき、こうしたらいいのかと参考になった」「劇が面白いだけでなく、人付き合いについて学習できた。」などがあった。この取組を、当該校の代表生徒が、文部科学省主催の「全国いじめ問題子供サミット」において、ポスターセッション(別添資料②参照)を行った。

2 令和5年度の取組の方向性について

(1) 支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組の推進【継続】

教育委員会において作成したハンドブックと、別冊「学校実践編」を、生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等で活用し、教職員の学級づくりに関する指導力の更なる向上と、各学校における組織的な取組の推進を図る。また、各学校の取組状況等についてさらに情報収集し、好事例については、令和6年度に向けて、ハンドブックに掲載している実践事例の中に加えていく。

さらに、教育委員会において、各校の実践等を参考に、特別活動の時間を使って行う支持的風土の醸成された学級づくりにむけた授業の指導案作成に係るプロジェクトを立ち上げる。

あわせて、令和4年12月に改訂された生徒指導提要に示された4つの「生徒指導の実践上の視点」は、支持的風土の醸成された学級づくりを推進する上での重要な視点であることから、生徒指導主事等の集中研修等を通して、改定された生徒指導提要のポイントを周知し、支持的風土の醸成された学級づくりに向けた取組の推進を図る。

また、この取組には、保護者や地域の協力が必要なことから、いじめ問題対策連絡協議会が作成した啓発動画「子どもの笑顔のために～いじめとはどんなもの?～(仮題)」を活用し、保護者、地域に向けていじめの正しい理解と取組の協力を求める。

(2) いじめの積極的な認知に向けた教育相談の充実【拡充】

いじめの積極的な認知のため、教育相談の充実の取組を進めてきた。全児童生徒を対象とした教育相談の実施状況には一定の成果が見られたことから、今後は、児童生徒が回答しやすいようICTを活用するなど、アンケートの実施方法を工夫したり、工夫されたアンケートと教育相談を組み合わせることで、更に積極的にいじめの早期発見・早期対応につながると考える。そのため、教育相談とアンケートを活用したいじめの積極的な認知という視点で、教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等、教育相談に係る教員の資質向上のための取組を推進し、学校の好事例を研修で共有するなどして、教育相談の一層の充実を図る。

(3) ライフスキル教育・MLB教育（SOSの出し方に関する教育）の充実【継続・拡充】

ライフスキル教育については、令和4年度までに蓄積した実践事例（年間計画の作成例も含む）や、令和5年度に実践した学校の事例を、いじめ対策推進教諭の定期訪問や、教育相談・支援主任を対象とする集中研修を通して周知することで、各学校における取組の推進を図る。

MLB教育については、小中学校における全校実施において必要な支援や助言を行うとともに、高等学校について、一部先行実施する高等学校の実践を周知することで、令和6年度の高等学校における全校実施に向けた各学校での取組を一層促進する。

(4) 学年間・学校間の情報引継ぎの定着【継続】

引き続き、令和4年度末に実施している幼稚園・保育園等から高等学校等までの情報引継ぎの実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて必要な改善を行い、本市の園・学校における「切れ目のない情報引継ぎ」の定着を図る。

また、学校間の引継ぎだけでなく、校内における学年間や関係教職員等の引継ぎ資料の活用について、実践している学校の事例を、いじめ対策推進教諭等の定期訪問等を通して周知し、引継ぎ資料の活用についての充実を図る。

(5) 児童生徒による主体的ないじめ防止に向けた取組の充実【継続】

文部科学省主催の「全国いじめ問題子供サミット」や市PTA協議会主催の「広島市いじめ問題子どもサミット」への積極的な参加を検討するとともに、引き続き、各学校の児童会・生徒会の取組（小中連携による取組も含む）について、好事例を収集し周知する。

【参考】いじめ防止対策に係る学校の取組状況

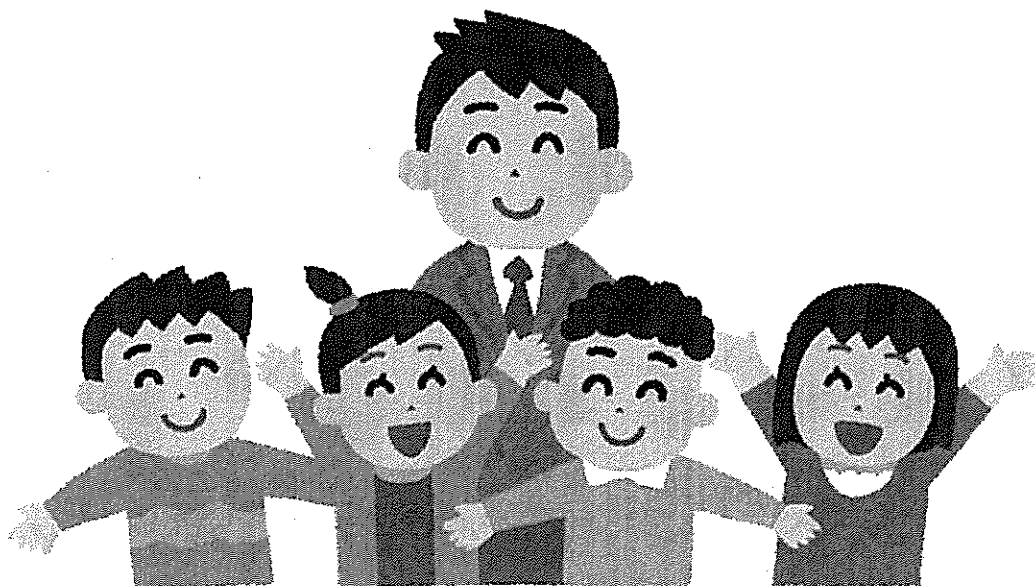
取組項目	取組内容
(1) 教員と児童生徒との信頼関係の構築	
安心して生活できる学校づくり	○ 支持的風土の醸成された学級づくりについて、校内の研修や、若手の教員が集まった自主的な研修の中で、ハンドブックを活用した。
教員の感性・人権感覚等の向上	○ 配慮が必要な児童生徒について、スクールカウンセラーが講師となりアセスメントの研修をしたり、外部の講師による「ディスレクシア」（発達障害の児童生徒がどのように学ぶか）についての研修をしたりした。 ○ 長期休業明け等に、「教室環境チェックリスト」「人権が尊重された学級経営チェックリスト」等、具体的な視点をチェックリスト化して、それを活用して教員の感性の向上を図った。 ○ 教員の資質向上を目的に、生徒指導主事が「生徒指導だより」を発行したり、校長が「校長通信」を発行したりした。
学校の考え方等の発信・周知	○ 様々な国籍、LGBTなど多様性を認めることをテーマに、保護者や地域を対象にした研修会を行った。

	○ 学校だよりの裏面を生徒指導だよりとして生徒指導主事が作成し、いじめの定義等を紹介した。
(2) いじめの未然防止と早期発見及び適切な対応	
未然防止	○ 「対話的な学習」として、協同学習を教科の学習に積極的に取り入れている。 ○ 授業づくりの研究目標に、伝え合う活動や、聞き合う活動などを設定し、全ての教員が意識して授業づくりを行っている。 ○ 授業改善のポイントに、「支持的風土の醸成された学級づくり」の考え方を取り入れている。 ○ ICTを活用した協同学習について、研究している。
心の参観日	○ SNSの使い方を含む「いじめ防止」をテーマに、弁護士、警察、ドコモ職員を招聘し、道徳の授業を実施した。 ○ 「命の大切さ」をテーマに、助産師、看護師、動物愛護協会職員等を招聘し、各専門家の視点による講話を聴いた。 ○ その他、「異文化理解」「国際理解」「障害者理解」等のテーマで心の参観日を実施した。
児童会・生徒会	○ 児童会・生徒会を中心に、以下のことを実施した。 「あいさつ運動」「落ち葉クリーン作成」「楽しい学校づくり週間」 ○ いじめ防止をテーマに、標語や川柳を募集し、校内に掲示したり、近くの公民館に掲示したりした。選ばれた標語を、地域の社会福祉協議会がしおりにして児童生徒に配付した。 ○ 「いじめゼロプロジェクト」として、各学級で代表生徒がいじめの授業を行った。その授業の指導案は、生徒会が作成し、いじめの場面を動画にするなど教材も生徒会で作成している。
早期発見	○ 文章完成法のアンケートを取り入れ、教育相談と組み合わせることで、児童生徒の悩みを早期にキャッチできるようにしている。 ○ アセスの実施の際には、結果分析の仕方についての校内研修を実施し、担任だけが分析するのではなく、その学級に係る複数人の教員で分析できるようにしている。
(3) 校内組織体制の構築	
組織的な対応	○ 会議録の様式（日時、参加者、決定事項 等）を定めている。 ○ 学校いじめ防止委員会での協議内容を、全教員がタブレットで閲覧できるようにしている。 ○ 課題が大きい児童生徒に関するケース会議だけではなく、学習が定着しにくい児童生徒や、教室に入りにくくなっている児童生徒といった視点でも議題にして、適切なサポート体制が構築できるように必要に応じて会議を行っている。
(4) 地域との連携の推進	
情報の発信	○ いじめ防止に係る取組を、ホームページに掲載し発信したり、学校だより等に掲載し、地域に配付したりしている。 ○ 学校運営協議会の中で、校長がいじめ防止の取組について説明した。
地域と連携した取組	○ 地域の協力を得ながら、児童が学区内の防災マップを作成し、それをもとに、地域とともに防災訓練を行った。 ○ 児童会が行っているあいさつ運動「2525（ニコニコ）プロジェクト」を、地域に協力要請を行い、一緒に実施している。

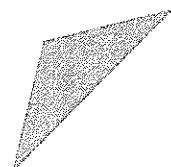
—認め支え合う学級の実現に向けて—

支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック

「学校実践編」



令和5年3月
広島市教育委員会



～はじめに～

令和4年3月に、支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブックを作成し、「学級経営をする上で参考になる」など、たくさんの肯定的な声を聞きました。

そして、令和4年度には、多くの学校が、このハンドブックを参考に様々な実践を行ったと聞いています。しかし、同時に、「より多くの実践事例を紹介してほしい」という声もいただきました。こうしたことから、令和4年度の指定校における実践事例の中から、参考にさせていただきたい取組を紹介させていただきたいと思います。

各学校におかれましては、この別冊による学校実践を参考にしつつ、さらなる取組の推進に役立てていただき、一人ひとりの児童生徒が、自らの存在感を実感することができ、安心して過ごすことができる、支持的風土の醸成された学級づくりの実践に取り組んでいただきたいと思います。

本別冊では、

「学級経営の計画とその実践の評価・改善」のうち、

①年間計画 ②児童生徒理解

「学級活動」のうち、

①授業づくり ②自己表現力の向上 ③話し合い活動

における、実践例を掲載しています。

特に、「学級活動」③話し合い活動では、学級づくりにとどまらず、その取組が学年、学校での取組となり、まさに支持的風土の醸成された「学年」づくり、支持的風土の醸成された「学校」づくりへと、発展しています。

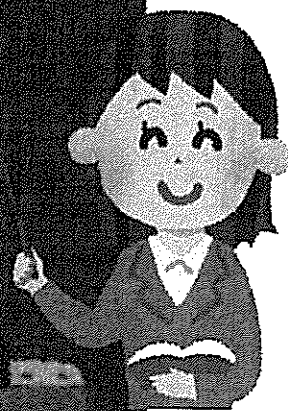
また、「いじめ事案から考える『支持的風土の醸成された学級づくり』」として、校内研修に活用できる資料も掲載しています。

計画、実践に当たって、随時活用してください。

学級における「支持的風土」とは
児童生徒がお互いの個性(能力、性格、趣向など)や
考え方、表現の仕方などを

▼
「認め合う」ことにより、
自己の存在感を実感することができるとともに、
お互いに長所(得意)を生かして協力したり
短所(苦手)を補ったり、
また、時には不安や悩みに寄り添ったりして

▼
「支え合う」ことにより、
安心して過ごすことができる、
そんな人間関係のある環境のことで



学級経営の計画と その実践の評価・改善

支持的風土の醸成された学級づくりのためには、教師による児童生徒理解とそれにもなった教師と児童生徒との関係づくりがとても重要です。

そのための実践を紹介します。

① 年間計画

戸坂城山小学校

1年間の学級経営に関して、年間計画を立てる際、教師と児童生徒、児童生徒同士の関係性に注目し、その時期にあった取組を推進することが大切です。

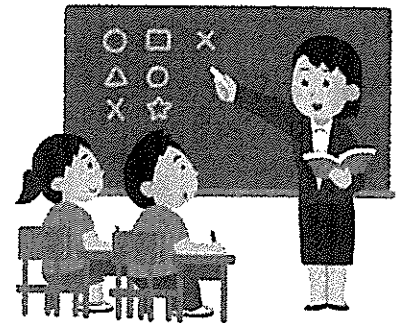
特に、教師にとって、年間を通して学級の児童生徒を育成するといった責任感とともに、次年度は次の教師にバトンタッチすることを念頭に計画を立てることが重要です。

年間を通した教師と児童生徒、児童生徒同士の関係性のイメージを持つ

4月（居場所づくり期：出会いの季節）

児童生徒は、夢や希望を抱き、新しい教室で自分の居場所（ホッとできる場）を求めます。この時期は、児童生徒は教師の方を向き、「こっち向いて」「自分をわかって」とアピールします。

教師は、前の学年の引継ぎ資料や教師からの引継ぎを参考に、児童生徒自身の言葉、表情、関係性等から児童生徒を知ることが重要です。教師は、児童生徒一人一人の1年後の姿、卒業した姿、成人した姿をイメージし、学級集団の成長したゴール像を描きます。



5～7月（友だちづくり期：活発に動く季節）

一定の安心感を抱いた児童生徒は、自己実現に向けて友だちを求めて動き始めます。友だちとの接触が増えると、相手の思いとの相違に気づき、トラブルが発生していきます。

10月（生活づくり期：自分を見つめる季節）

学級集団での学習や生活における関わりが活発になります。授業、行事を通じて集団の関わりが密になります。

1月（出会い直し期：新しい自分発見の季節）

生活づくり期での学習・経験を乗り切って、新しい自分と集団に気づき、互いに成長を実感します。

② 児童生徒理解の工夫

戸坂城山小学校

支持的風土の醸成された学級づくりを推進する上で、「児童生徒理解」は非常に重要です。特に、表面上、問題が見られず、学校生活で目立つこともないような児童生徒に対しては、理解や支援のための積極的なアプローチを行う機会が少なくなりがちです。

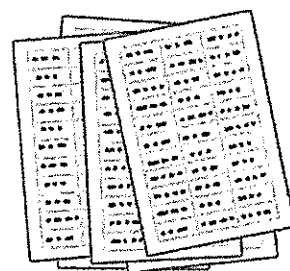
そこで、そういった児童生徒を抽出し、その児童生徒に対して意識的にアプローチする場面を作ります。

児童生徒理解のひと工夫

ステップ①：学級の名簿を見ないで2分間で、担当学級の児童生徒名を書き出す。

ステップ②：書き出した児童生徒名から、「関わりが薄いな」「あまり声をかけてないな」と感じる児童生徒を数名ピックアップする。

ステップ③：その児童生徒に対して、今後の支援策を考える。



- 例
- ・ 積極的に声をかける。
 - ・ 日頃、「姿勢がいいね」「提出物頑張ったね」と肯定的な評価をする対象の児童生徒を、意識的にその児童生徒にする。
 - ・ その児童生徒を中心とした人間関係を観察する。
 - ・ 連絡ノートなど毎日児童生徒が見るものに、励ましや頑張っていることのメッセージを書く。

ステップ④：前期末・後期末などの節目には、児童生徒一人一人の成長や良さ、課題を名簿に書き加えていく。



年間を通して複数回行うことで効果が増します。その場合は、「出席番号順に思い出す」「座席から思い出す」「何もきまり等に従わずに思い出す」など、思い出す方法を意識的に変えることで、いろいろな視点での抽出ができます。

また、教師が個人で行うのではなく、校内研修として行うことで他の教師の視点や考えを参考にすることができて、より効果的です。



① 授業づくり

教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりは、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安心・安全な風土の醸成を意識した実践であることが重要です。

こうした実践が、支持的風土の醸成された学級づくりを促進します。

「授業のめあて」の工夫

提示する授業のめあてを、生徒指導上の4つの視点を意識しためあてにする。

例

めあて

自分の考えと同じか違っているかを視点に、グループで話し合い、自分が考える〇〇〇が開国した理由をプリントにまとめる。

主に
(2) 共感的な人間関係
(3) 自己決定

めあて

たしさんのけいさんほうほうでくふうしたことをグループの人にせつめいすることができる。

主に
(1) 自己存在感
(3) 自己決定

めあて

主人公の行動についてグループで話し合い、グループの意見も参考にしながら自分の考えをまとめることができる。

主に
(2) 共感的な人間関係
(4) 安心・安全

教師が、授業の中で生徒指導上の4つの視点を持って授業を展開することにより、児童生徒は、目標をもって授業に取り組み、自己存在感を感受できたり、共感的な人間関係を育成できたりします。

さらに、教科としての目標を教師がしっかりと持つことで、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりを行うことができます。



教科の指導と生徒指導の一体化（生徒指導提要 P.46,47 より）

- (1) 自己存在感の感受を促進する授業づくり
児童生徒の多様な学習の状況や興味・関心に柔軟に反応することにより、「どの児童生徒もわかる授業」「どの児童生徒にとっても面白い授業」になるよう創意工夫する。
- (2) 共感的な人間関係を育成する授業
失敗を恐れない、間違いやできないことが笑われない、むしろ、なぜそう思ったのかという児童生徒の考えについて児童生徒同士がお互いに関心を抱き合うようにする。
- (3) 自己決定の場を提供する授業づくり
児童生徒に意見発表の場を提供するなど、児童生徒が協力して学習する取組を積極的に進め、児童生徒の学びを促進するファシリテーターとしての役割を果たす。
- (4) 安心・安全な「居場所づくり」に配慮した授業
一人一人の児童生徒が安全・安心に学べるように学級・ホームルーム集団が児童生徒の「(心の)居場所」になることが望まれる。

② 自己表現力の向上

温品中学校

自分のことや自分の意見を相手に理解してもらえるように、相手や場面に応じて伝え方を工夫しながら表現力を養います。

互いの良さを認め合うことにより、自己効力感を高め、支持的風土の醸成を促します。

【例】 体育祭を振り返ろう

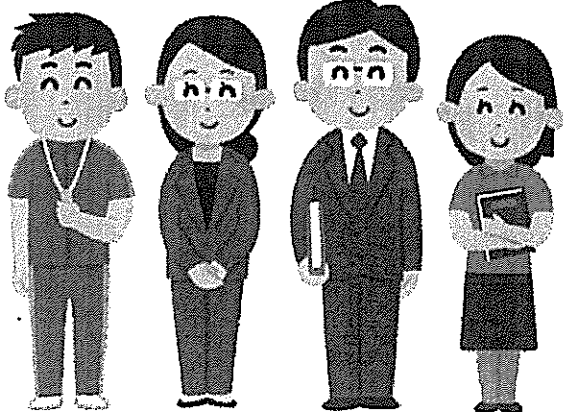
(1 時間目)

振り返り	ビデオや写真で体育祭の雰囲気や思い出を共有	5分
	個人で振り返りのワークシートに記入 ・自分の頑張り、成長 ・学級、学年の成長、団結 ・仲間のいいところ見つけ ・今後の生活に活かすこと	20分
発表の説明	方 法	・学級内全員が一人1分間、振り返りを発表する
	ポイント	・丸暗記や読み上げるのではなく、伝えたいポイントを押さえて、その場で話を組み立てる ・できるだけワークシートを持たずに発表する
	モデリング	・教師が、話し方や態度を中心に、聞く際の評価のポイントを示しながらよい発表の例を実演する ・悪いモデリング（丸暗記や読み上げのような例）を示すのも効果的であるが、それを行う場合は、必ず教師自身が行うこと
発表の練習	個人で発表の練習（1分間×数セット）	5分
	ペアでの発表の練習（数セットずつ、互いに評価やアドバイスをする）	10分
次時の見通し	日程と発表順を説明	5分

(2 時間目)

確認	発表の方法や発表のポイントを確認（前時の振り返り）	2分
準備	相互評価のためのシートを配付し、記入方法を説明	3分
発表	事前に説明した順で発表（評価を記入しながら聴く）	40分
評価	学級のベスト3の発表を、自分の評価で選ぶ 自分の発表についても評価を記入する	5分

◇ 活動後、相互評価やベスト3については、集約して掲示することで、さらに支持的風土の醸成が促されます。



行事の事前準備として、児童生徒に自身の役割を意識させつつ、他者とのように関わることが望ましい姿が具体的なイメージを持てるようにし、事後には、自分なりに工夫したことや努力したことを振り返らせた上で、学級・学年内、場合によっては学校内で発表する機会を設定することが大切です。

また、体育祭等の前に振り返りのポイントを示すことで、自分だけでなく、他者にも目を向け、より広い視野で考えることを意識させることができます。

いじめ事案から考える

「支持的風土の醸成された学級づくり」に向けた校内研修

いじめに対する対応として求められるのは、未然防止に向けた取組です。

全ての児童生徒を対象とする
発達支持的生徒指導及び
課題予防的生徒指導への転換

いじめを生まない環境づくりと
児童生徒がいじめをしない
態度や能力を身に付ける

広島市においては、いじめを未然に防止するためには

「支持的風土の醸成された学級づくり」

の取組をより一層推進することが必要であると考えています。

そこで、広島市で起こった過去のいじめの事例を活用した事例検討のための研修資料を作成しました。

事例1 (P.8)

被害児童が同じ学年の多くの児童からいじめを受けていた事例

事例2 (P.9)

双方の行為がある事例

事例3 (P.10)

いじめの加害行為から不安が解消できなかった事例

研修の視点は、このような事例が起こらないようにするためには、どのような「支持的風土の醸成された学級づくり」の取組が必要かを考えます。

以下の5つの視点から、「支持的風土の醸成された学級づくり」のためのハンドブックを参考に、具体的な方策を考えましょう。

【取組の視点】（生徒指導提要 4.3.1 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導 4.3.2 いじめの未然防止教育 より）

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりの取組
- ② 対等で自由な人間関係が築かれるようにする取組
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む取組
- ④ 「困った、助けて」と言えるようにする取組
- ⑤ 未然防止教育の推進の取組

- ・ いじめる心理…いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する。
- ・ いじめの構造…「傍観者」を「仲裁者」や「相談者」にする。
- ・ 法律的な視点…市民社会のルールを守る姿勢を身に付ける

自己への信頼とは、主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することによって育まれます。

※ 研修時には P.11 のワークシートに具体的な取組を書き込み、共有しましょう。

事例1 「被害児童が同じ学年の多くの児童から いじめを受けていた事例」



1 関係児童

【被害】小学3年女子 A

【加害】Aと同じ学年の複数の児童

【取組の視点】

② ④ ⑤

を中心に

2 いじめの概要

Aは、同じ学年の多くの児童から「髪の毛先を切られる」、鬼ごっこをしている時などに、遊び半分で「叩かれる」「蹴られる」「ぶつかられる」「砂などを投げられる」、また、日常的に「悪口を言われる」等をされていた。

Aは保護者と一緒に、教師にいじめの被害を訴え、教師は、アンケート調査や聴き取り調査を行ったが、情報が十分に得られず、全容を確認するまでには至らなかった。

その後、Aは不登校となり、また、Aと同じ学級の別の2名の児童もいじめを訴え、教育委員会による調査に至った。

調査の中で、複数人の児童が協力し、髪を切る際には、見張り役を立てるなど、教師が気付きにくくしていたことがわかった。また、他の児童に口止めされたことや自分が標的にされたり仲間はずれにされたりすることを理由に、教師に報告したり相談したりしていなかった。

さらには、加害児童の複数人が、Aが加害行為をしているとの嘘を周りに話し、事実を知らない児童は、それを確認することなく、Aをいじめの加害児童であると思い込んでいた。そのため、調査の聞き取りでも、Aが加害行為をしていると信じている児童も多く、事案の全容を把握することが難しかった。

事例2「双方の行為がある事例」

1 関係児童

【被害】 小学5年男子 A

【加害】 小学5年男子 B、C、D

【取組の視点】

② ⑤
を中心に

2 いじめの概要

A、B、C、Dは、いつも仲良く、教室を走り回って遊ぶような仲であった。

いつものように、AはBの肩を組み一緒に遊んでいたところ、Bは、いつも肩を組んでくるAを快く思っておらず、「離せ」と、強く押した。しかし、いつものことと思いAは肩を組もうとすることをやめなかった。

いつもと違うBの雰囲気を感じたC、DはAに、「やめろよ。あやまれよ」と言ったが、Aは気にせずその場から離れようとした。

その態度に腹を立てたB、C、Dは、Aを追いかけ、逃げ回るAを捕まえると、暴れるAを床や黒板に押さえつけた。ちょうどチャイムが鳴ったので、その場は収まり次の授業となった。

その後も、B、C、DはAの行動に腹を立てており、Aと話すことはなかった。AはB、C、Dが何に怒っているのかが分からず、3人から床等に押さえつけられた恐怖から、翌日以降学校に来ることができなくなった。

Aから事情を聞いた教師は、B、C、Dに話をするが、3人はAのせいだと話し、加害行為は認めるが、Aが謝るのが先だとして解決できなかった。

事例3 「いじめの加害行為から不安が解消できなかった事例」

1 関係生徒

【被害】 中学1年男子 A

【加害】 Aとは違う小学校出身の同級生

Aと同じ小学校出身の同級生

【取組の視点】

① ③ ⑤

を中心に

2 いじめの概要

Aは、入学後から、学級内で本人が嫌がるあだ名で呼ばれたり、疎外されたり揶揄されたりするような発言や行動をされたりしていた。

同じ小学校から進学してきた同級生は、小さいころからAを理解していたこともあり、Aに対してそのような発言や行動をすることはなく、Aに対して疎外したり揶揄したりするのは、違う小学校から進学して来た一部の同級生であった。

教師は、学級内でそのような雰囲気を感じており、その都度、学級全体に話したり、個別に指導したりしていたが、Aの不満が解消することはなかった。

こうした状況の中Aは、これまで疎外したり揶揄したりすることはなかったAと同じ小学校出身の同級生から聞こえてくる日常会話の内容も、自分を疎外した内容ではないか、揶揄している内容なのではないかと強く感じるようになった。そして、自分のことをほとんどの同級生が疎外したり揶揄したりしているのではないかと強く感じるようになり、登校することができなくなってしまった。

その後も学校は、Aからの訴えを一つ一つ聞き、関係生徒への指導、保護者への連絡等、丁寧な対応を続けたが、Aの不満・不安を解消することができずAは転校した。

ワークシート（事例 1・2・3）←どの事例についてなのか○をする。
以下の視点で、事例が起こらない学級を作るためには、どのような
取組をすればいいのか、できるだけ現実的に、具体的に書きましょう。

① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりの取組

② 対等で自由な人間関係が築かれるようにする取組

③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む取組

④ 「困った、助けて」と言えるようにする取組

⑤ 未然防止教育の推進の取組

令和4年度 全国いじめ問題子どもサミット ポスターセッション (吉島中学校)

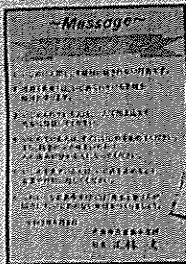


自分も相手も大切に ～笑顔でありがとう～

広島市立
吉島
中学校

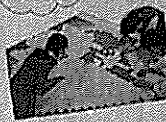
見守られている私たち

生徒と先生が協力して
いじめのない吉島中に!!



みんなでいじめゼロ

みんなが
いじめを
なくすために
一緒にがんばる



頑張って
見てだけでも
それいじめ



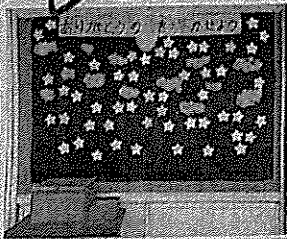
『いじめで苦しむ仲間を吉島中から
出さないという信念を全校生徒が持つ』



ありがとうの星を輝かせよう



目元の感謝を
伝える ありがとう



沢山のありがとうが
集まります!!



ありがとうがあふれる学校へ!

R3年度の様子



R2年度の様子

先生も
出席!

言葉のやりとりにはマナーがある

俺の分も 私もやるから 別に～...
やっつけよ!! 一緒にやろう!! いいけど!!



相手のことも配慮して
自分も相手も大切にする言葉

人間関係を良くする
言葉のキャッチボール
大事 タイジにはない大事おどきになる



R4.10.6 文化祭



生徒の
感想

演じた
保健委員

